

達 示 第 1 1 号
平成 2 5 年 8 月 1 日

福岡拘置所長

「遵守事項（受刑者以外の被収容者）」の制定について
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 1 7 年法律第 5
0 号）第 7 4 条に基づき、当所における「遵守事項（受刑者以外の被収
容者）」を別紙のとおり定め、即日施行する。

なお、平成 1 9 年 6 月 1 日付け達示第 3 9 - 1 号「「遵守事項」の制定
について」は廃止する。

遵 守 事 項

(受刑者以外の被収容者)

福岡拘置所

じゆんしゆじこう 遵守事項

つぎ さだ じこう は、とうしょ しゆうよう あいだ とうしょ しょくいん
次に定める事項は、当所に収容されている間（当所の職員に
よつて ごそう ばあい おな まも じゆんしゆ
よつて護送される場合も同じ。）、守らなければならない遵守
じこう
事項です。これにいはん ばあい けいじしゆうようしせつおよ ひしゆうようしゃとう
違反した場合、「刑事収容施設及び被収容者等
しよぐう かん ほうりつ だい じょうだい こう もと どうほうだい
の処遇に関する法律」第150条第1項に基づき、同法第15
1 じょうだい こう さだ ちようぼつ か
1 条第3項に定める懲罰を科されることがあります。また、そ
いはん こうい けいぼつほうれい ふ けいぼつ か
の違反行為が刑罰法令に触れるときは、さらに刑罰を科されるこ
ともあります。

だい じゆんしゆじこう 第1 遵守事項

とうそう (逃走)

- 1 とうそう また とうそう くわだ
逃走し、又は逃走することを企ててはならない。

じさつ (自殺)

- 2 じさつ くわだ
自殺を企ててはならない。

じしやうこういとう (自傷行為等)

- 3 じ こ しんたい こい きず もしくは いぶつ の こ どう
自己の身体を故意に傷つけ、若しくは異物を飲み込む等の
しんたい がい およ こうい また こうい
身体に害を及ぼすおそれのある行為をし、又はこれらの行為
くわだ
を企ててはならない。

^{ぶんしんとう}
(文身等)

- 4 ^{ぶんしん} 文身を ^{ほどこ} 施し、又は ^{また} 髪若しくは ^{かみも} まゆを ^こ そり ^{とう} 込む等して、^か 勝手に ^か 容ぼうを ^か 変えてはならない。

^{しきつぼうがい}
(視察妨害)

- 5 ^{しきつこう} 視察孔を ^{こわ} 壊し、若しくは ^も 汚損し、^{おそん} 許可なく ^{きよか} 走り、又は ^{はし} 隠れるなどして、^{また} 職員による ^{かく} 視察を ^{しきつ} 妨害し、又は ^{ぼうがい} 妨害すること ^{また} を ^{ぼうがい} 企ててはならない。

^{ふせいれんらく}
(不正連絡)

- 6 ^{きよか} 許可なく、又は ^{また} 許可された ^{きよか} 方法 ^{ほうほう} によらず、^{たにん} 他人 (^じ 自己 ^{こいがい} 以外 ^{すべ} の ^{もの} 全ての者をいう。以下同じ。)、^{がいぶ} 外部の ^{だんたいとう} 団体等と ^{れんらく} 連絡し、^{また} 又は ^{れんらく} 連絡することを ^{くわだ} 企ててはならない。

^{きよしょく}
(拒食)

- 7 ^{こい} 故意に ^{きよしょく} 拒食を ^{つづ} 続けてはならない。

^{むだんりせきとう}
(無断離席等)

- 8 ^{きよか} 許可なく、^{さだ} 定められた ^{しゅうしん} 就寝位置 ^い を ^ち 変更したり、^{へんこう} 指定され ^{してい} た ^{せきも} 席若しくは ^{ばしょ} 場所を ^{はな} 離れ、又は ^{また} 立ち入り ^い が ^{きんし} 禁止された ^{ばしょ} 場所に ^た 立ち入 ^い ってはならない。

^{しんりょうとう} ^{きよひ}
(診療等の拒否)

- 9 ^{けんこうしんだんおよ} 健康診断及びその ^{じっし} 実施 ^{じょうひつよう} 上 ^い 必要な ^い 医学的 ^{きしよち} 処置 ^{きよひ} を拒否しては

ならない。生命に危険が及ぶおそれがあるとき又は他人に
疾病が感染するおそれがあるときに実施する診療及び
医療上の措置を拒否してはならない。

ぼうどうとう
(暴動等)

- 10 集団で騒ぎ、暴動を起こし、若しくはこれに加わり、又は
これらの行為を企ててはならない。

かきふせいしようとう
(火気不正使用等)

- 11 許可なく、火を発し、若しくは使用し、又はこれらの行為
を企ててはならない。

たてもんとう そんかい
(建物等の損壊)

- 12 建物、設備、備品、給貸与品等を壊し、又は壊すことを企
ててはならない。

せつびとう きのうぼうがいとう
(設備等の機能妨害等)

- 13 電気、ガス、水道、非常ベル、通路その他の施設の設備等
の機能を妨害し、若しくはこれらを本来の用途に反して用い、
又はこれらの行為を企ててはならない。

ぶつびん かつしゅうとう
(物品の喝取等)

- 14 他人の物品を盗み、だまし取り、又は脅し取ってはならな
い。

ふせいしやうとう
(不正使用等)

- 15 使用を許されている設備若しくは物品の管理を怠り、又は許可なくこれらを本来の使用目的と異なる用途に用い、若しくは定められた使用方法に反して使用してはならない。

ふせいはいしよくとう
(不正配食等)

- 16 不正に、配食又は喫食してはならない。

おそんこういとう
(汚損行為等)

- 17 施設の建物、設備、備品等に落書きをし、若しくはこれらを汚損し、又は許可なく張り紙をしてはならない。

ざんばんとうきとう
(残飯投棄等)

- 18 残飯、ごみ等を所定の場所以外に投棄若しくは放置し、また、みだりに、たんつばを吐くなど、施設の環境衛生を害する行為をしてはならない。

ぶつびんふせいせいさくとう
(物品不正製作等)

- 19 許可なく物品(金銭を含む。以下同じ。)を製作し、加工し、所持し、隠匿し、壊し、若しくは投棄し、又はこれらのごとくを企ててはならない。

ふせいじゅじゅ
(不正授受)

- 20 きよか たにん ぶつびん じゅじゅ また じゅじゅ くわだ
許可なく他人と物品を授受し、又は授受することを企ててはならない。

さけ るい せいぞうとう
(酒・たばこ類の製造等)

- 21 さけるい も るいじ せいぞう しよじ
酒類、たばこ若しくはこれらと類似のものを製造し、所持し、隠匿し、用い、若しくは他人と授受し、又はこれらの行為を企ててはならない。

とう きゅういん
(シンナー等の吸飲)

- 22 また るいじ きゅういん また きゅういん
シンナー又はこれと類似のものを吸飲し、又は吸飲することを企ててはならない。

ふせいせんたくとう
(不正洗濯等)

- 23 きよか いるいとう せんたく しんたいも かみ あら みず
許可なく、衣類等を洗濯し、身体若しくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまきちらすなどして、水を不正に使用してはならない。

ぼうこうとう
(暴行等)

- 24 たにん ぼうこう くわ も しやうがい あた また
他人に暴行を加え、若しくは傷害を与え、又はこれらの行為を企ててはならない。

(けんか)

- 25 たにん も こうろん また くわだ
他人とけんかし、若しくは口論し、又はこれらのことを企

ててはならない。

(脅迫等)

- 26 他人を脅迫し、威圧し、だまし、若しくは困惑させる言動をし、又は他人に対して義務なきことを強要してはならない。

(侮辱等)

- 27 他人を中傷し、ひぼうし、若しくは侮辱し、又は他人に対し粗暴な言動をしてはならない。

(静穏阻害)

- 28 壁や扉を叩くなどして騒音を発し、放歌し、口笛を吹き、又は正当な理由がなく大声を発するなどして静穏な環境を害してはならない。

(虚偽風説流布)

- 29 虚偽の噂を流し、又は流すことを企ててはならない。

(不正交談)

- 30 交談を禁じられている時又は場所において、正当な理由なく交談し、又は話し掛けてはならない(交談を禁じられている時又は場所については末尾に記載)。

しゅうだんけいせい
(集団形成)

- 31 他人に対する脅迫，威圧，要求若しくは反抗を目的として集団を形成し，又は形成することを企ててはならない。

ごととう
(かけ事等)

- 32 かけ事若しくはかけ事に類似する行為をし，又はこれらの行為を企ててはならない。

せいてきこういとう
(性的行為等)

- 33 他人との間で，又は他人に対して性的行為をしてはならない。若しくは他の被収容者と同じ布団に寝てはならない。

こういとう
(わいせつ行為等)

- 34 故意に他人に対して陰部等を露出し，又はわいせつな若しくは嫌悪の情を起こさせるような行為をしてはならない。

どうさじげんきよひ
(動作時限拒否)

- 35 故意に定められた動作時限に従うことを拒否してはならない。

はんぶくようきゅう
(反復要求)

- 36 職員に対し，強要にわたるような要求を繰り返してはならない。

きよぎしんこく
(虚偽申告)

- 37 職員しよくいんの職務上しよくむじょうの調査ちようさ，質問等しつもんとうに対し，虚偽きよぎの申告しんこくをしてはならない。

れんこうとう きよひ
(連行等の拒否)

- 38 移送いそう，転房等てんぼうとうのための職員しよくいんの呼び出しよびだし若しくは連行れんこうを拒否きよひし，又は妨害また ぼうがいしてはならない。

てんけんとう きよひとう
(点検等の拒否等)

- 39 職員しよくいんによる人員点検じんいんてんけん又は身体しんたい，着衣ちやくい，居房きよぼう若しくは物品ぶつびんの検査けんさを拒否きよひし，又は妨害また ぼうがいしてはならない。

しよくむしつこうぼうがい
(職務執行妨害)

- 40 職員しよくいんの職務しよくむの執行しつこうを，暴行ぼうこう，脅迫きょうはくその他の方法た ほうほうで妨げさまたてはならない。

はんこうとう
(反抗等)

- 41 職員しよくいんに対し，抗弁たい，抗弁こうべん，無視むしその他の不当たふとうな方法ほうほうで反抗はんこうしてはならない。

けいばつほうれい いはん
(刑罰法令違反)

- 42 刑罰法令けいばつほうれいに違反いはんする行為こういをしてはならない。

そそのか こういとう
(唆 し行為等)

- 43 た ひしゅうようしゃ たい じゅんしゅじこう はん こうい
他の被收容者に対し、遵守事項に反する行為をあおり、
そそのか また えんじょ
唆 し、又は援助してはならない。

だい しょくいん し じ いはん
第2 職員の指示に対する違反

し じ いはん
(指示違反)

だい じゅんしゅじこう いはん ばあい けいじしゅうようしせつおよ
第1の遵守事項に違反した場合のほか、刑事収容施設及び
ひしゅうようしゃとう しょう かん ほうりつだい じょうだい こう きてい もと
被收容者等の処遇に関する法律第74条第3項の規定に基づ
しよくいん おこな けいじしせつ きりつおよ ちつじょ い じ
き職員が行った刑事施設の規律及び秩序を維持するために
ひつよう せいかつおよ こうどう し じ いはん ばあい
必要な生活及び行動についての指示に違反した場合にも、
ちようばつ か
懲罰を科されることがあります。

ちゅう こうだん きんし ときおよ ばしよ
注 交談を禁止する時及び場所

とき
1 時

- (1) しゅうしんじかんちゅう
就寝時間中
(2) じんいんてんけんちゅう てんけんじゅんびちゅう ふく
人員点検中 (点検準備中を含む。)
(3) れんこうちゅう
連行中
(4) たんどくうんどうちゅう
単独運動中

ばしよ
2 場所

- (1) げん しゅうよう きよしつ た ばしよ あいだ
現に收容されている居室とその他の場所との間
(2) めんかいまちあいしつおよ ろうか
面会待合室及びその廊下
(3) しらべしつおよ ろうか
調室及びその廊下
(4) しんさつしつ まちあいしつ ふく
診察室 (待合室を含む。)
(5) にゅうよくじょう
入浴場

(6) 理髮室

(7) 出廷準備室

3 その他職員が当所の規律及び秩序を維持するため必要があると認め、て交談を禁止することを指示した時及び場所